

* * * * *

せいいかつほご

生活保護のしおり

* * * * *

あなたの地区の担当者は_____です。

電話：06-6383-1375

FAX：06-6383-9031

せっつしふくしじむしょ
摂津市福祉事務所

もくじ <目次>

| | |
|-----------------------|----|
| せいかつほご | |
| 1. 生活保護とは | 2 |
| せいかつほごう | |
| 2. 生活保護を受けるには | 2 |
| せいかつほご | |
| 3. 生活保護のしくみ | 6 |
| いししんさつう | |
| 4. 医師の診察を受けたいとき | 9 |
| ほごうばあいけんりぎむ | |
| 5. 保護を受ける場合の権利と義務 | 11 |
| まもまも | |
| (守られること・守らなければならないこと) | |
| まいつきほごひしきゅう | |
| 6. 毎月の保護費の支給について | 17 |
| たえんじょ | |
| 7. その他の援助 | 18 |
| そうだんきかん | |
| 8. 相談機関 | 18 |

せいかつほごほう にほんこくけんぽうだい じょう こくみん
生活保護法は、日本国憲法第25条「すべての国民は、
けんこうぶんかてきさいていげんどせいかついとなけんりゆう
健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
に規定する理念に基づいた、国民の生存権を保障する國
の制度です。

せいかつほご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利ですので、ためらわず
そうだん
ご相談ください。

せいかつほご 1. 生活保護とは

せいかつほご 生活保護とは、収入が少ない、もしくは全くないた
せいかつ かた め生活をしていけない方にたいし、健康で文化的な最低
げんど せいかつ ほしょう 限度の生活を保障するのに必要な給付を行 うとともに、
じりつ む しえん おこな せいど 自立に向けた支援を行 う制度です。

せいかつほご う 2. 生活保護を受けるには

①生活保護の原則・受けるための要件等

ほ ご せいかつ こんきゅう ひと りよう う しさん
●保護は、生活に困窮する人が、利用し得る資産や
のうりょく た さいていげんど せいかつ い じ
能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のた
かつよう ようけん おこな
めに活用することを要件として行 われます。

せたいたんい げんそく ◎世帯単位の原則

せいかつほご おな せいけい せいかつ ひと
生活保護では、同じ生計によって生活をしている人た
ひと せたい かんが せたい
ちを、一つの「世帯」として考えます。その世帯ごと
ていど ほ ご ひつよう き げんそく
に、どの程度の保護が必要かを決めますので、原則とし
せたい ひとり せいかつほご う
て世帯のうち一人だけが生活保護を受けるというよう
で き
なことは出来ません。

のうりょく しさん かつよう

◎能力や資産などの活用

せいかつほご せいかつ のうりょく しさん
生活保護は、生活するために能力や資産などを
さいだいげんかつよう せいかつ でき ばあい た
最大限活用していても生活が出来ない場合、その足りな
ぶん おぎな
い分を補うものです。

のうりょく かつよう

○能力の活用

はたら ひと じゅうぶん はたら しゅうにゅう
働くことができる人は、十分に働いて収入を
え
得てください。

しきん かつよう

○資産の活用

しきん げんそく しょぶん せいかつ ひ
資産は、原則として処分をして生活費にあててください。

しきん

<資産とは>

とちかおく ふどうさん よちょきん ゆうかしょうけん せいめいほけん
土地・家屋などの不動産、預貯金、有価証券、生命保険、
じどうしゃ ききんぞく
自動車、貴金属など

●民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われるもので
す。

○扶養能力の活用

親子、兄弟姉妹、親族などから、仕送りや養育費などの援助を受けられるよう努めてください。
＊未成年者の両親については、特に強い扶養義務があります。

○他法他施策の活用

生活保護以外の制度で、援助や給付などが受けられる場合は、その制度をまず活用してください。

＜生活保護以外の制度の例＞

公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険などの給付や障害者に対する福祉サービスなど

②生活保護を受けるための手続き

めんせつ そうだん
面接・相談

しんせい てつづ
申請の手続き

しんせいしょりい ひつようしょりい ていしゅつ
(申請書類ならびに必要書類の提出)

しんせい じじつかんけい かくにん ほご ないよう けってい
申請にあたっては、事実関係の確認や、保護の内容を決定する

しつぎ しょりい かくにん こと
ために、次の書類を確認させていただくことがあります。

1 4
日
以
内

- きゅうよめいさいしょ
・給与明細書
- ねんきん てあてかんけい しょうしょ つうちしょ
・年金や手当関係の証書や通知書
- よきんつうちょう
・預金通帳
- やちん かくにん
・家賃が確認できるもの
- けんこうほけんしょう
・健康保険証

ちょう さ
調査

たんとう かていほうもん おこな せいかつ ほご ようけん
担当ケースワーカーが家庭訪問を行うなど、生活保護の要件

かくにん ちょうさ
がみたされているか確認するための調査をします。

- ちょうさ ひつよう けんしん きょひ ばあい せいかつ ほご しんせい
・これらの調査や必要な検診を拒否した場合、生活保護の申請は却下される場合があります。

けつ てい
決 定

ほごう う ぶんしょ つうち
保護が受けられるか、受けられないかは文書で通知します。

3. 生活保護のしくみ

①保護の基準

生活保護では、世帯の人数、年齢、住む場所などによって、その世帯が一ヶ月に必要な生活費を「最低生活費」として国が定めています。この最低生活費と、あなたの世帯が一ヶ月に得ているすべての収入を比べて、不足している分を援助するものです。

| 最低生活費（基準） | | 保護費 | (保護を受けられます) |
|--|----|-----|-------------|
| 収入（年金や給与など） | 収入 | | |
| (例) 60歳単身者 生活扶助76,880円+住宅扶助(39,000円以内) | | | |

=最低生活費 [R6.4.1現在]

※実際の金額は、年齢や世帯構成などで異なります。

※最低生活費（基準）を上回る収入があるが、医療費が多額であつ

たり、介護サービスを利用しており生活保護が必要である方に対し

ては、医療費等で一部自己負担金が発生する場合があります。

| 最低生活費（基準） | | 一部自己負担金 |
|-----------|----|---------|
| 収入 | 収入 | |

きゅうふかんけい

給付関係

| | |
|--------------------------------|---|
| せいかつふじょ 生活扶助 | いしょく ひょう こうねつひ にちじょうせいかつ 衣食の費用、光熱費など日常生活に ひつよう ひょう 必要な費用 |
| じゅうたくふじょ 住宅扶助 | やちん ちだい ひょう 家賃や地代のための費用 |
| きょういくふじょ 教育扶助 | ぎ む きょういく ひつよう きゅうしょくひ がくようひんだい 義務教育に必要な給食費や学用品代 |
| かいごふじょ 介護扶助 | かいご りょう ひつよう 介護サービスを利用するのに必要な ひょう 費用 |
| いりょうふじょ 医療扶助 | びょうき ちりょう う ひつよう ひょう 病気の治療を受けるのに必要な費用 |
| しゅっさんふじょ 出産扶助 | しゅっさん ひつよう ひょう 出産に必要な費用 |
| せいぎょうふじょ 生業扶助 | しゅうしょく ぎのうみ ・就職するための技能を身につけるための費用 こうとうがっこう まな ひょう ・高等学校で学ぶための費用 |
| そうさいふじょ 葬祭扶助 | そうぎ おこな ひつよう ひょう 葬儀を行うために必要な費用 |
| いちじてき えんじょ おも 一時的な援助 (主なもの) | しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく ひつよう ひょう ・小学校や中学校に入学するために必要な費用 ちょうきにゅういん かた ふとん ひふく ねまき ・長期入院されていた方などが布団や被服、寝巻がない、あるいは使用できない場合に必要な費用 しお ばあい ひつよう ひょう ・おむつが常に必要な場合の費用 |

- しゅっさん かた うぶぎ ひつよう ばあい ひよう
 • 出産される方が産着を必要とする場合の費用
- ちょうきにゅういん かた たいいん
 • 長期入院されていた方などが退院するにあたつて、炊事道具や食器類が必要な場合の費用
- てんきょ え ばあい ひつよう ひよう
 • 転居がやむを得ない場合に必要な費用
- はいでんせつび せっち ひつよう ひよう
 • はじめて配電設備を設置するときに必要な費用
- いどみず つか りゆう すいどうせつび ひつよう
 • 井戸水が使えないなどの理由で、水道設備が必要な場合の費用
- いえ やね ほしゅう ひつよう ばあい ひよう
 • 家の屋根などの補修が必要な場合の費用
- ある こうれいしゃ かた ちか こうしゅうよくじょう
 • 歩けない高齢者の方などで近くに公衆浴場がなく、入浴設備が必要な場合の費用
- つうがく じてんしゃ ひつよう ばあい こうにゅうひよう
 • 通学のために自転車が必要な場合の購入費用
- じりつ しゅうしょくかつどう ひつよう ひよう
 • 自立のための就職活動に必要な費用

せいかつほご じぜんしんせい げんそく えんじょ ひつよう ばあい
 ※生活保護は、事前申請が原則です。援助が必要な場合

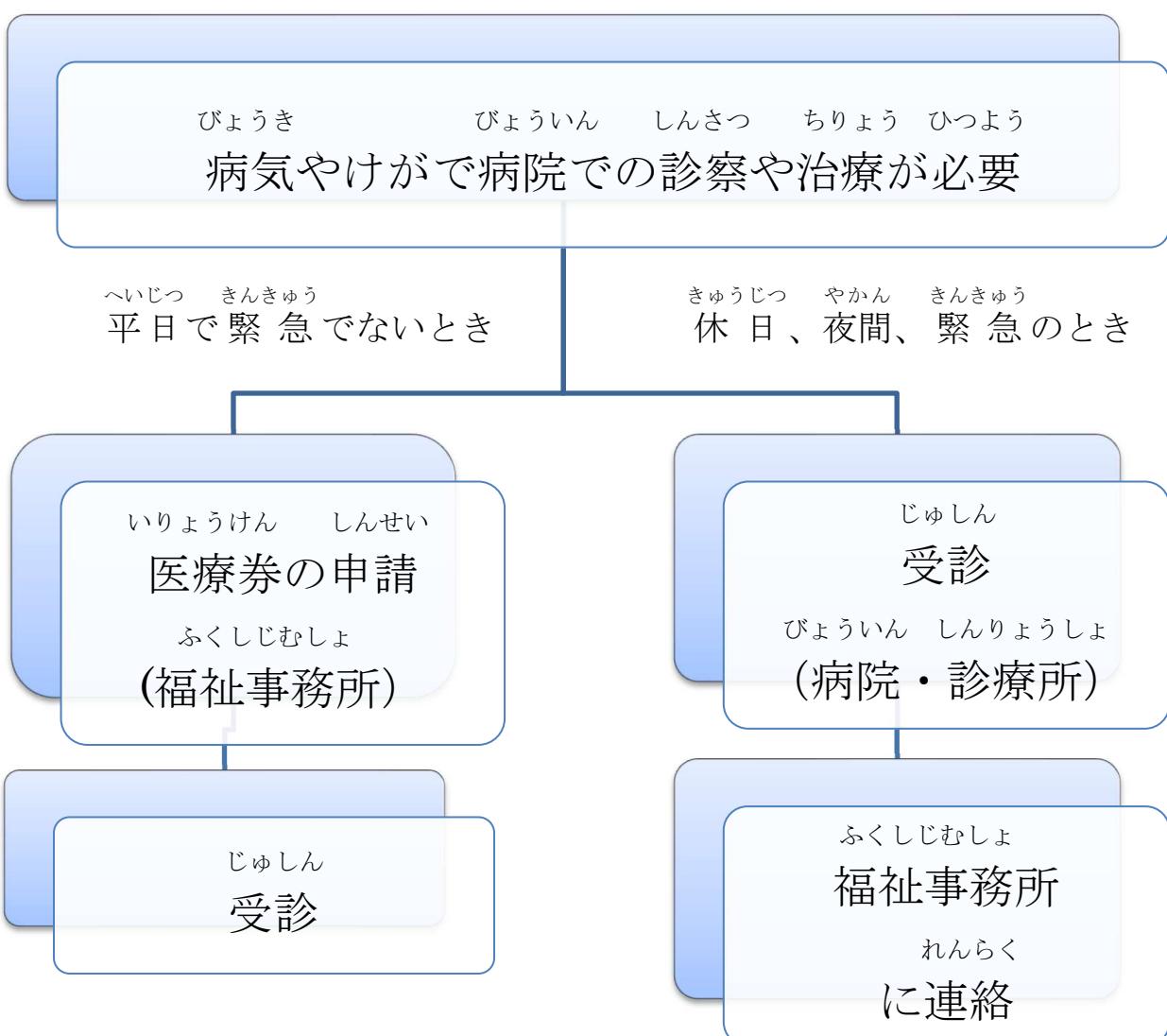
まえ しんせい おこな
 は、前もって申請を行ってください。

しきゅう じょうげんがく じょうけん ひつようしょい
 ※それぞれの支給には、上限額や条件、必要書類などがあります。

えんじょ ひつよう さい くわ たんとう
 援助が必要な際や詳しいことは、担当のケースワーカー
 そうだん くだ
 ーに相談して下さい。

いし しんさつ う 4. 医師の診察を受けたいとき

せいかつ ほ ご じゅきゅう せたい かた いりょうけん
生活保護を受給されている世帯の方は、「医療券」を
びょういん しんりょうしょ まどぐち ていしゅつ ちりょうとう う
病院や診療所の窓口に提出することで、治療等を受
こと
ける事ができます。



とく にゅういん たいいん
*特に、入院や退院をするときは、必ず担当のケース
かなら たんとう
ワーカーに連絡をしてください。
れんらく

○ 「医療券」について

- ・「医療券」は月単位、病院ごとに発行します。
同じ病院、診療所の継続した受診であっても、
月が変わることに「医療券」が必要です。
- ・「医療券」は生活保護で指定された病院・診療所
のみで使えます。指定外の病院等で、正当な理由
もなく勝手に受診をすると、自己負担となる場合があります。

○ 病院・診療所を受診する際に気をつけること

- ・治療について、医師の指示に従ってください。
- ・原則として、同じ病気について、同時に複数の病院・診療所を受診することはできません。
- ・処方される薬については、医師または歯科医師が認めた場合は原則「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」が調剤されます。（先発医薬品と品質、有効性及び安全性は同等です）

○ 働いていて健康保険証を持っている方、その家族に入っている方は、保険証と医療券の両方を病院の

まどぐち ていしゅつ

窓口に提出してください。

- いりょうきかん じゅしん こうつうきかん りょう
- 医療機関を受診するために交通機関を利用するなど、
- つういん ひよう きゅうふ ひつよう ばあい ひつよう
- 通院に費用がかかり給付が必要な場合は、必要な
- しんさ かくにん たんとう じぜん
- 審査・確認がありますので担当ケースワーカーに事前
- そくだん
- に相談してください。

た

○その他

- ほこうほじょ ぎし そうぐ
- ・歩行補助のつえ、義肢、めがね、ストーマ装具な

きゅうふ ひつよう ばあい

どの給付が必要な場合

- じゅうどうせいふく ま
- ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ

きゅうふ ひつよう ばあい

などの給付が必要な場合

しきゅう ひつよう しんさ かくにん

→支給にあたって必要な審査・確認がありますので

たんとう じぜん そくだん

担当ケースワーカーに事前に相談してください。

ほご う ばあい けんり ぎむ

5. 保護を受ける場合の権利と義務

まも けんり

①守られること（権利）

- せいとう りゆう ほご ないよう へんこう
- 正当な理由なしに保護の内容は変更されません。

- ほごひ ぜいきん か
- 保護費に税金は課せられません。

- ほごひ さお
- 保護費は差し押さえられません。

- ほご けってい へんこう ていし はいし しょぶん ふ
- 保護の決定や変更、停止、廃止などの処分に不
- ふく しょぶん し ひ げついない おお
- 服があれば、処分を知った日から3ヶ月以内に大

さかふちじしんさせいきゅう

阪府知事に審査請求をることができます。

まも

ぎむ

②守らなければならないこと（義務）

ほごうけんりたにんゆずわた

◎保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

せいかついじこうじょうどりょく

◎生活の維持向上に努力をしなければなりません。

せいかつほごしつぎょうびょうきせいかつしゅうかん

生活保護は、失業や病気、生活習慣など、生活に

こまじょうたいじりつせいかつでき
困るようになった状態から、自立した生活が出来る

どりょくしえんせいど
ようになるための努力を支援する制度です。

はたらのうりょくかたしごとさがしゅうしょく
・働く能力がある方は、仕事を探して就職したり、

しゅうにゅうふ

収入を増やしたりするようにしてください。

ほごひけいかくてきつかせいかつ

・保護費を計画的に使って生活をしてください。

ろうひ

ギャンブルなどで浪費しないようにしてください。

きんりんじゅうみん

こうどうつつし

・近隣住民とトラブルになるような行動は慎んでください。

てきせつしょくじいえせいりせいとん

けんこうてきせいかつ

・適切な食事や家の整理整頓など、健康的な生活をするよう努めてください。

つと

・病気やけがなどがある方は、医師の指示に従って

いちにちはやかいふく

かた

いししじしたが

一日も早く回復するよう努めてください。

しどうしじ したが
◎指導指示に従わなければなりません。

せいかつ いじこうじょう ひつよう しどうしじ ふくし
生活の維持向上などで必要な指導指示を福祉

じむしょ う ばあい ぎむ
事務所から受けた場合は、これにしたがう義務があります。

せいとう りゆう しどうしじ
正当な理由なく、指導指示にしたがわないときは、やむを得ず生活保護を停止・廃止する場合があります。

とどけで ほうこく ◎届出・報告について

せいかつじょう へんか しゅうにゅう とどけで
生活上の変化や収入についての届出をすること

せいかつほご ぎむ
は、生活保護をうけるうえでの義務です。

ほうこくしょりい ていしゅつ もと ばかり かなら ていしゅつ
報告書類の提出を求められた場合は必ず提出しなければなりません。

とどけで ほうこく ひつよう たと <届出（報告）が必要なことの例え>

- しごと はじ か や
・仕事を始めたり、変えたり、辞めたりするとき
- ねんきん けんこうほけん てあて かにゅう しかくそうしつ
・年金、健康保険、手当などの加入、資格喪失したとき
- やちん ちだい へんこう
・家賃や地代が変更になるとき
- せいかつほご ひつよう
・生活保護を必要としなくなるとき
- た せたい じょうきょう へんか
・その他、世帯の状況に変化があるとき
- にんしんしゅっさん けっこんりこん しほう てんきょ にゅうたいがく じこ
(妊娠出産、結婚離婚、死亡、転居、入退学、事故など)
- きせいとう ちょうき す いえ る す
・帰省等で長期にわたって住んでいる家を留守にするとき

しゅうにゅう かなら ただ しんこく
収入は、必ず正しく申告をしてください。

しゅうにゅう
< 収入とは >

きゅうりょう ほうしゅう かくしゅ てあて こうてきねんkin きぎょうねんkin しおく
給料、報酬、各種の手当、公的年金、企業年金、仕送
ほけんkin かいやくへんれいkin ほか りんじてき しゅうにゅう
り、保険金の解約返戻金、その他の臨時的な収入など。

しゅうにゅう しんこく さい きゅうよめいさいしょ ねんkin つうちしょ
○ 収入の申告の際には、給与明細書や年金の通知書など

しはら ないよう きんがく しょりい ていしゅつ くだ
支払いの内容や金額がわかる書類も提出して下さい。

ねんkin てあて てつづ かこぶん じゅきゅう
○ 年金や手当などの手続きをし、過去の分をまとめて受給

ばあい せいめいほけん かいやくへんれいkin しさん ぱいきやく
した場合や、生命保険の解約返戻金や資産の売却などに

りんじてき しゅうにゅう ばあい しんこく
よって臨時的な収入があった場合は、すぐに申告をして
ください。

しはら ほごひ いりょうひ ばあい いちぶ
→すでに支払った保護費(医療費)がある場合、その一部も

ぜんぶ へんかん いただ
しくは全部について、返還をして頂きます。

ふせいじゅきゅう きんし
【不正受給の禁止】

しゅうにゅう かく ただ しんこく ばあい
○ 収入を隠したり、正しく申告しなかったりした場合

しんせい ほごひ うと ばあい
○ うその申請によって保護費を受け取ったりした場合

↓

しはら ほごひ ちようしゅう
支払った保護費を徴収します。

ほう ばつ ばあい
法により罰せられる場合もあります。

せたい しゅうにゅうじょうきょう かくにん ちようさ
＊世帯の収入状況を確認するため調査をしています。

③その他の注意事項

◎借金について

せいかつほご う あいだ あら しやっきん ねんきん
生活保護を受けている間に、新たに借金（年金
たんぽかしつけ ふく しゅうにゆう
担保貸付を含む）をすることは収入とみなされます。

しやっきん へんさい せいかつほ ご しゅし
また、借金の返済をすることは生活保護の主旨に
はん
反します。

◎自動車の保有、使用について

せいかつほご う あいだ げんそく じどうしゃ
生活保護を受けている間は、原則として自動車を
ほゆう こと しよう こと たにんめいぎ
保有する事も、使用する事（レンタカーや他人名義
ふく みと
のものも含む）も認められていません。

◎家賃等の滞納について

やちん がつこう のうふきん しはら もくでき
家賃や学校への納付金など、その支払いを目的に
ほごひ しきゅう かか たいのう
保護費を支給しているにも関わらず、滞納することは
みと
認められません。

たいのう ばあい ふせいじゅきゅう と あつか
もし滞納した場合は、不正受給の取り扱いとな
ばあい
る場合があります。

◎地区担当員について

あなたの住んでいる地区を受け持つ福祉事務所の職員です。地区担当員は生活保護の目的である「最低生活の保障」と「自立の助長」のため、あなたの相談を受けたり様々な支援を行います。地区担当員は、あなたの生活状況などについてお聞きするため定期的に家庭訪問を行います。なお、個人の秘密は固く守ります。

また、地区担当員は、あなたの悩み事の解決や自分の力で暮らせるようになるために、必要に応じて指導や助言を行うことがあります。

家庭訪問をした際にあなたが不在であった場合は、「不在連絡票」を置いてくることがありますので、「不在連絡票」に書いてある指示に従ってください。正当な理由無く家庭訪問を拒むときや、指導や助言に従わないときは、やむを得ず生活保護を停止・廃止することがあります。

まいつき ほ ご ひ しきゅう 6. 毎月の保護費の支給について

ほ ご ひ しきゅう び 保護費の支給日

まいつき か か ど ようにちよう しゅくじつ か
毎月 5 日 (5 日が土曜日曜、祝日のときは 3 日)

しきゅう ばしょ ほうほう 支給する場所・方法

げんきんしきゅう ふくしじむしょせいかつしえんか まどぐち
現金支給：福祉事務所生活支援課の窓口

ふりこみしきゅう してい きんゆうきかん こうざ
振込支給：指定された金融機関の口座

も もの げんきんしきゅう ばあい 持ってくる物（現金支給の場合）

ほ ご けっていつうちしょ いんかん 「保護決定通知書」・印鑑

え ほ ご ひ しきゅう び う と こ
＊やむを得ず、保護費の支給日に受け取りに来られな
ばあい ふくしじむしょ れんらく
い場合は福祉事務所まで連絡してください。

ちゅういじこう <注意事項>

- かぞくいがい かた ほ ご ひ う と こと で き
・家族以外の方は保護費を受け取る事が出来ません。
- ほ ご けっていつうちしょ ほ ご ひ う と ほ ご ないよう
・「保護決定通知書」は保護費の受け取りや保護の内容
かくにん さい ひつよう うしな
を確認する際に必要なため、失わないようにしてください。

た えんじょ 7. その他の援助

せいかつほ ご う
生活保護を受けると、つぎのような援助があります。

| えんじょ しゅるい 援助の種類 | たんとうか 担当課 |
|-----------------------------------|------------------------------|
| こくみんねんきんほけんりょう めんじょ 国民年金保険料の免除 | せっつし こくほねんきんか 摂津市 国保年金課 |
| し ふみんぜい げんめん 市・府民税の減免 | せっつし しみんぜいか 摂津市 市民税課 |
| こていしさんぜい げんめん 固定資産税の減免 | せっつし こていしさんぜいか 摂津市 固定資産税課 |
| ほいくしょ ほいくりょう めんじょ 保育所の保育料の免除 | せっつし ほいくきょういくか 摂津市 保育教育課 |
| じゅしんりょう めんじょ NHK受信料の免除 | せっつし せいかつしえんか 摂津市 生活支援課 |

そうだんきかん 8. 相談機関

こそだ しゅうがく かん
◇子育てや就学に関すること

せっつし せいさくか
摂津市こども政策課

住所：摂津市三島1-1-1

電話：06-6383-1980

せっつし かていそうだんか
摂津市こども家庭相談課

住所：摂津市三島1-1-1

電話：06-6155-6302

せっつしがっここうきょういくか
摂津市学校教育課

住所：摂津市三島1-1-1

電話：06-6383-5763

おおさかふすいた こ かてい
大阪府吹田子ども家庭センター

住所：吹田市出口町1 9 – 3

電話：06 - 6389 - 3526

しごと かん
◇仕事に関すること

いばらき
ハローワーク茨木

住所：茨木市東中条町1 – 1 2

電話：072 - 623 - 2551

せっつし じんざい
摂津市シルバー人材センター

住所：摂津市南千里丘5 – 3 5

電話：06 - 6381 - 8181

せいかつじょう ほうりつそうだん
◇生活上の法律相談

せっつしじ ちしんこうか しみんそだん
摂津市自治振興課（市民相談）

住所：摂津市三島1 – 1 – 1

電話：06 - 6383 - 1357

おおさかべんごしかいかん ほう
大阪弁護士会館（法テラス）

住所：大阪市北区西天満1 – 1 2 – 5

電話：050 - 3383 - 5425

しょうひせいかつ そだん
◇消費生活の相談

せっつしさんぎょうしんこうか
摂津市産業振興課

住所：摂津市三島1 – 1 – 1

電話：06 - 6383 - 2666

しょうがい ちてき しんたい せいしん かん
◇障害（知的・身体・精神）に関するこ

せっつしそうがいふくしか
摂津市障害福祉課

住所：摂津市三島1 – 1 – 1

電話：06 - 6383 - 1374

けんこう けっかく せいしんほけん そうだん
◇健康、結核や精神保健などの相談

いばらきほけんしょ

茨木保健所

住所：茨木市大住町8－1 1

電話：072 - 624 - 4668

せつつしほけん

摂津市保健センター

住所：摂津市南千里丘5－3 0

電話：06 - 6381 - 1710

かいごほけん かん

◇介護保険などに關すること

せつつしこうれいかいごか

摂津市高齢介護課

住所：摂津市三島1－1－1

電話：06 - 6383 - 1379

こうてきねんきん

◇公的年金について

にほんねんきんきこう すいたねんきんじむしょ

日本年金機構 吹田年金事務所

住所：吹田市片山町2－1－1 8

電話：06 - 6821 - 2401

◇DVについての悩み、相談

せつつしりつだんじょきょうどうさんかく

摂津市立男女共同参画センター

住所：摂津市南千里丘5－3 5

電話：06 - 4860 - 7112